

# 軽自動車税の税率が改正されます

問合せ 税務課 税務グループ ☎ 2513

平成28年度課税分から、  
軽自動車等の税率が引き上げとなります

平成26年度の地方税法の一部改正により、平成27年度(平成28年度課税分)から原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車の税率が引き上げられ、税額は下記のとおりとなります。ただし、三輪以上の軽自動車にあつては、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用されます。※当初は、平成27年度からの適用を予定していましたが、平成27年度税制改正により1年延期されています。



区 分			税額 (円)		
			現行 (H27.3.31までの新規登録車)	改正後 (H27.4.1以降の新規登録車)	
(1)原動機付自転車	ア 50 cc以下	2 輪	1,000	2,000	
	イ 50 cc超 90 cc以下	2 輪	1,200	2,000	
	ウ 90 cc超 125 cc以下	2 輪	1,600	2,400	
	エ ミニカー	2 輪以上	2,500	3,700	
(2)軽自動車及び 小型特殊自動車	ア 軽自動車	2 輪	2,400	3,600	
		3 輪	3,100	3,900	
		4 輪 (乗用)	営業用	5,500	6,900
			自家用	7,200	10,800
		4 輪 (貨物)	営業用	3,000	3,800
			自家用	4,000	5,000
	雪上車	雪上車	2,400	3,000	
	イ 小型特殊自動車	農耕作業用	1,600	2,000	
その他		4,700	5,900		
(3) 2 輪の小型自動車	2 輪の小型自動車		4,000	6,000	

## 安平町住民基本台帳の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、左記のとおり公表します。

なお、閲覧年月日や閲覧に係る範囲の詳細については、町ホームページおよび役場庁舎掲示板に掲示しています。

公開対象期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日  
▼住民基本台帳法第11条第1項(国又は地方公共団体)による閲覧の請求 0件

▼住民基本台帳法第11条第2項(個人又は法人)による閲覧の申出 2件

問合せ 住民生活課 住民サービスグループ ☎ 2940

閲覧申出者	利用目的
株式会社 ドーコン	国土交通省より委託された「沙流川河川環境整備に関するアンケート調査」の対象者抽出
株式会社 日本リサーチセンター	日本銀行より委託された「生活意識に関するアンケート調査」の対象者抽出